(別紙)

令和5年度甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち かんしょ生産性向上緊急支援事業

【審査基準:かんしょ重要病害虫対策事業】

- ・本事業における審査項目(採点基準)及びポイントは下表のとおりとする。
- ・応募者ごとに採点(ポイント化)し、補助金交付候補者を選定する。
- ・審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、過去3カ年に「補助金等に 係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1 項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募者については採択しないものと する。

審査項目	評価の観点	ポイント 配 分 (満点)
1 成果目標ポイント	現状に対する成果目標の高さに応じてポイントを付与。 以下の成果目標の中から1つ以上選択することとし複数選択した場合は、最も高いポイントを採用する。 【特別加算ポイント】 2つ以上の成果目標を設定した場合においては、その目標数に応じて以下のポイントを加算設定する成果目標の数2つ・・1ポイント加算・重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量を10%以上増加30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 ポイント + 1ポイント
	20 ポイント以上 25 ポイント未満・・・・・・6 ポイント	

	15 ポイント以上 20 ポイント未満 ・・・・・4 ポイント 10 ポイント以上 15 ポイント未満 ・・・・・・2 ポイント	
2 重要性 ポイント	被害の大きさに応じてポイントを付与。 ・かんしょ作付ほ場面積のうち被害発生ほ場面積が 占める割合及び被害が著しいほ場の有無	8ポイント
	被害発生ほ場面積が占める割合が 50%以上 ・・・8ポイント 被害発生ほ場面積が占める割合が 30%以上 50%未満 ・・・6ポイント 被害発生ほ場面積が占める割合が 10%以上 30%未満 ・・・4ポイント 被害発生ほ場面積が占める割合が 10%未満 ・・・2ポイント 【特別加算ポイント】 被害の著しいほ場(令和5年産の単位面積当たり 収量が3割以上減少)が存在する場合 ・・・2ポイント加算	2ポイント
3 加算 ポイント		
① 苗 対 策 の 取組	・事業内容のうち、「ウイルスフリー苗及び健全な 種いもの利用」及び「苗及び苗床の消毒」の両方 の取組を実施する場合	3ポイント
	・事業の内容のうち、「ほ場の残渣処理」、「トン ネル栽培等早期栽培の推進」または「薬剤の散布」 の取組を実施する場合	3ポイント
食料シス	事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム 法に基づく環境負荷低減事業活動計画、特定環境 負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計	3ポイント

計画認定について	画のいずれかの認定を受けている場合又は令和 6 年度までに認定を受ける見込みがある場合。	
の計画認 定につい	・事業を実施する地域において、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に規定する地域計画をいう。)が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施され策定が見込まれている場合	3ポイント